



高齢動物の介護

動物も老化が進むと、高齢特有の病気や機能の衰えなどが現れます。どんな病気が、いつ現れるのかは動物種や個体によって様々ですが、病気や機能の衰えが現れたときは介護が必要になります。

自分の飼っている動物が、介護の必要のない健康な状態で長く過ごせるよう、若いときから以下のことを心掛けましょう。

- ①飼い主による日々の健康チェック
- ②かかりつけの獣医師による定期的な健康診断

若いときから健康に気を配っていても、確実に老化はやってきます。介護が必要になる前から、高齢動物の世話の仕方などの知識の習得に努め、家族で話し合っておきましょう。

また、介護が必要になったとき、飼い主が介護によるストレスをためこまないよう、以下のことを心掛けましょう。

- ①飼い主仲間や獣医師又は愛玩動物看護師などの専門家に相談する
- ②家族みんなで介護に協力する

飼っている動物が老化に伴い、重い病気にかかってしまうこともあります。病気によっては回復が見込めず、苦痛を伴う場合もあるかもしれません。このようなときは、かかりつけの獣医師と今後の対応について納得するまで話し合うことが重要です。

相談内容	相談窓口の連絡先等
●犬の登録・狂犬病予防注射に関すること (鑑札・注射済票交付の手續)	犬の所在地の区市町村 電話 _____
●飼い犬が人を咬ん でしまった場合 (事故発生届の提出)	<ul style="list-style-type: none"> ・区部：保健所 電話 _____ ・多摩地域：動物愛護相談センター多摩支所 電話 042-581-7435 ・八王子市：八王子市保健所 電話 042-645-5113 ・町田市：町田市保健所 電話 042-722-6727 ・島しょ地域：保健所
●飼い犬が行方不明 になった場合等	<ul style="list-style-type: none"> ・区部：動物愛護相談センター 電話 03-3302-3507 ・多摩地域：動物愛護相談センター多摩支所 電話 042-581-7435 ・八王子市：八王子市保健所 電話 042-645-5113 ・町田市：町田市保健所 電話 042-722-6727 ・島しょ地域：保健所 <p>〈収容動物情報〉 動物愛護相談センターホームページ https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/douso/index.html ※県境(区市町村境)にお住まいの方は、隣接する県(区市町村)へもお問い合わせください。 ※また、警察などに届けられている場合もありますので、最寄りの警察にもお問い合わせください。</p>
●犬の飼い方(しつけ、人と動物との共通感染症なども含む)に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・区部：保健所又は動物愛護相談センター 電話 _____ (保健所) 電話 03-3302-3507 (センター) ・多摩地域：動物愛護相談センター多摩支所 電話 042-581-7435 ・八王子市：八王子市保健所 電話 042-645-5113 ・町田市：町田市保健所 電話 042-722-6727 ・島しょ地域：保健所
●飼い犬が死亡した 場合	(死体の処理、取扱いに関すること) 所在地の清掃事務所又は民間のペット霊園 電話 _____ (死亡届の提出) 犬の所在地の区市町村

相談内容	相談窓口の連絡先等
<p>● 飼い猫が人にケガをさせてしまった場合 (事故発生届の提出)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区部：動物愛護相談センター 電話 03-3302-3507 ・ 多摩地域：動物愛護相談センター多摩支所 電話 042-581-7435 ・ 八王子市：八王子市保健所 電話 042-645-5113 ・ 町田市：町田市保健所 電話 042-722-6727 ・ 島しょ地域：保健所
<p>● 飼い猫が行方不明になった場合等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区部：動物愛護相談センター 電話 03-3302-3507 ・ 多摩地域：動物愛護相談センター多摩支所 電話 042-581-7435 ・ 八王子市：八王子市保健所 電話 042-645-5113 ・ 町田市：町田市保健所 電話 042-722-6727 ・ 島しょ地域：保健所 <p>〈収容動物情報〉 動物愛護相談センターホームページ https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/douso/index.html ※県境(区市町村境)にお住まいの方は、隣接する県(区市町村)へもお問い合わせください。 ※また、警察などに届けられている場合もありますので、最寄りの警察にもお問い合わせください。</p>
<p>● 猫の飼い方(しつけ、人と動物との共通感染症なども含む。)に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区部：保健所又は動物愛護相談センター 電話 _____ (保健所) 電話 03-3302-3507 (センター) ・ 多摩地域：動物愛護相談センター多摩支所 電話 042-581-7435 ・ 八王子市：八王子市保健所 電話 042-645-5113 ・ 町田市：町田市保健所 電話 042-722-6727 ・ 島しょ地域：保健所
<p>● 飼い猫が死亡した場合 (死体の処理、取扱いに関すること)</p>	<p>所在地の清掃事務所又は民間のペット霊園</p> <p>電話 _____</p>

<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 40px; display: inline-block;"></div> の記録		
<small>〈上枠内に飼っている動物の名前を記入してください。〉</small>		
動物種	性別	鑑札番号（犬のみ）
生年月日		マイクロチップ番号
飼い主の氏名・住所・連絡先		
氏名 住所 TEL		
動物の特徴		
毛の特徴	尾の特徴	耳の特徴
動物の写真		

かかりつけの動物病院

名称

TEL

診療歴

年月日

病名・症状等

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

ワクチン接種歴

ワクチン名

接種年月日

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

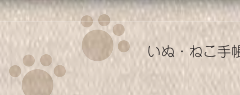
・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

服用している薬・療法食等



狂犬病予防法（抜粋）

第4条 犬の所有者は、犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日）から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。（第2項略）

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

第5条 犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。（第2項略）

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

第39条の7 環境大臣は、犬の所有者が当該犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日）から30日以内に登録又は変更登録を受けた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあっては、区長。以下この条において同じ。）の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。

2 前項の規定により市町村長が通知を受けた場合における狂犬病予防法第4条の規定の適用については、当該通知に係る犬の所有者が当該犬に係る登録又は変更登録を受けた日において、当該犬の所有者から同条第1項の規定による犬の登録の申請又は同条第5項の規定による届出があったものとみなし、当該犬に装着されているマイクロチップは、同条第2項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなす。

東京都動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

第7条 飼い主は、動物を適正に飼養し、又は保管するため、次に掲げる事項を守らなければならない。（第1号～5号略）

6 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷させないこと。

第9条 犬の飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1 犬を逸走させないため、犬をさく、おりその他囲いの中で、又は人の生命若しくは身体に危害を加えるおそれのない場所において固定した物に網若しくは鎖で確実につないで、飼養又は保管をすること。ただし、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。（イ、ロ、二略）

ハ 犬を制御できる者が、犬を網、鎖等で確実に保持して、移動させ、又は運動させる場合

第29条 飼い主は、その飼養し、又は保管する動物が人の生命又は身体に危害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、事故発生時から24時間以内に、知事に届け出なければならない。

MEMO

発行：東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課
印刷：株式会社シーエスプランニング
登録番号 第(4)84号
令和4年9月発行

リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

r70
古紙/リブ配合率70%再生紙を使用



いぬ・ねこ手帳

